

スサ申4号

「就業規則の改正等について」に関する申し入れを提出!

2023年1月30日に、JR東労組は「就業規則の改正等について」の説明を受けました。この間、労使議論において、若手社員の退職が増加している現実の中で、人材の確保と定着について労使の共通認識としてきました。今回の初任給改定は、一律4,000円加えるものとなり、将来を担う人材の確保と定着のためには、一定の成果として受け止めることが出来ます。しかし、一部の社員のみでの改正であるため、不公平感や無関心を生み出している現実もあります。

また昇進試験の新設によって、「主任職等試験」が設けられることの原因が分からず、職場では「何で今の時期なのか」「試験により3等級に留まり人件費を削減するのではないか」などの否定的な意見が私たちには届いています。

コロナ禍の中においても会社の発展をつくり出してきたのは、組合員・社員の努力と奮闘によるものです。会社発足10周年を迎える中で、組合員・社員のモチベーションの向上は必須であるため、下記のとおり会社へ申し入れを行いました。

【初任給改定】

1. 初任給改定を実施する目的を明らかにすること。
2. 改定額を一律4,000円とした根拠を明らかにすること。
3. 2023年4月1日に2等級に昇格する社員に対する経過措置の方法を明らかにすること。
4. 初任給改定の対象者に、中途採用者を追加すること。

【昇進試験の新設】

5. 主任職等試験を新設する目的を明らかにすること。
6. 2018年に実施した人事賃金制度改正時に「主任職等試験」を設けなかった理由を明らかにすること。
7. 「主任職等試験」の試験内容を明らかにすること。
8. 昇進試験を実施する際は、公平・公正に実施すること。

【その他】

9. リフォーム等での住宅ローンについては、住宅手当の対象とすること。
10. 各改正項目について、組合員・社員に対して丁寧な説明を行うこと。



JR東労組に結集し、労働条件向上と働きやすい職場をつくり出そう!

ステーションサービス協議会に対する質問
や意見や奮闘に関する意見はこちらまで



[JR東労組お問い合わせフォームはこちら!](#)